

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から50年3月まで
② 昭和50年7月から51年3月まで

私が20歳になった昭和46年に、母が私の国民年金の加入手続と保険料納付を行った。結婚する時に母から、「年金は納付しておいたから、後は自分で納めるように。」と言われて国民年金手帳を渡された。保険料は私の母が納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和50年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間②は保険料を納付することが可能な期間である上、申立人の母が9か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和50年7月頃）からすると、申立期間①のうち、昭和46年6月から48年3月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、同年4月から50年3月までの期間は、遡って納付することが可能な期間であるが、申立人の保険料を納付していたとするその母は高齢のために証言を得られないことから、保険料の納付状況が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年3月まで

夫が会社を退職した直後の昭和46年3月頃、私がA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、郵送されてきた納付書により同市役所内にあったB銀行（現在は、C銀行）で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を退職した直後の昭和46年3月頃に、申立人がA市役所で夫婦二人分の国民年金への加入手続を行い、その後、郵送されてきた納付書により同市役所内にあったB銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとするところ、申立人の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から47年5月頃に払い出されたと推認され、このことから申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間の納付場所及び納付方法を具体的に記憶している上、申立人が13か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその夫の昭和46年4月から47年3月までの期間は未納とされていたが、当委員会への申立てにより平成22年8月に訂正され納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、大学を卒業した後は A 校の講師や B 業務をしていたので、将来的に不安定であると考え、昭和 59 年 4 月頃、国民年金に加入した。国民年金保険料を納付する意思があったから国民年金に加入した。国民年金の加入手続をした時から毎月近所の銀行か郵便局で納付したので、未納を繰り返したことは無く、過去に一度も未納や滞納をしたことはない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和 61 年 2 月及び同年 3 月について、申立人は、大学を卒業した後の 59 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、その時から国民年金保険料を毎月納付してきたと主張している。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 61 年 2 月頃に払い出されたと推認され、このことから、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 61 年 4 月以降の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間のうち同年 2 月及び同年 3 月の保険料を毎月納付した可能性は否定できない上、2 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち昭和 59 年 4 月から 61 年 1 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記 1 のとおり同年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は遡って国民年金保険

料を納付することができる期間である。しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続をした時から保険料を毎月納付し、遡って保険料をまとめて納付した覚えが無いと申述していることから、当該国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される同年2月の時点で、遡って当該期間の保険料を納付した事情が見当たらない上、当委員会において、オンライン氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月

申立期間について、私は昭和 51 年 3 月に会社を退職し、次の勤務先が厚生年金保険に加入していなかったため、A市役所（現在は、B市役所C所）において、国民年金の加入手続を行い、同市役所で保険料を納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 51 年 3 月に会社を退職し、次の勤務先は厚生年金保険に未加入だったので、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の申述どおり同年同月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、昭和 51 年 3 月に国民年金の加入手続を行ったと推認される申立人が、当該年月を未納とするのは不自然である。

さらに、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準賞与額については、申立期間①は 20 万円、申立期間④は 45 万円、申立期間⑤は 41 万円、申立期間⑥は 45 万円、申立期間⑦は 48 万円、申立期間⑧は 45 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 11 日
② 平成 16 年 7 月 16 日
③ 平成 16 年 12 月 13 日
④ 平成 17 年 7 月 15 日
⑤ 平成 17 年 12 月 9 日
⑥ 平成 19 年 12 月 14 日
⑦ 平成 20 年 7 月 14 日
⑧ 平成 20 年 12 月 12 日

国（厚生労働省）の記録によると、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与記録が空白となっているが、賞与支給時の届出漏れと思われるので賞与支給月として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人から提出されたA株式会社発行の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①、④、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額については、当該賃金台帳における賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間

①は 20 万円、申立期間④及び⑥は 45 万円、申立期間⑦は 48 万円、申立期間⑧は 45 万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑤の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる当該賞与に係る保険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人から提出された A 株式会社発行の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る賞与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、当該賃金台帳により、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準賞与額については、申立期間①は 60 万円、申立期間④は 80 万円、申立期間⑤は 58 万 9,000 円、申立期間⑥は 89 万 9,000 円、申立期間⑦及び⑧は 90 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 11 日
② 平成 16 年 7 月 16 日
③ 平成 16 年 12 月 13 日
④ 平成 17 年 7 月 15 日
⑤ 平成 17 年 12 月 9 日
⑥ 平成 19 年 12 月 14 日
⑦ 平成 20 年 7 月 14 日
⑧ 平成 20 年 12 月 12 日

国（厚生労働省）の記録によると、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与記録が空白となっているが、賞与支給時の届出漏れと思われるので賞与支給月として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人から提出されたA株式会社発行の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①、④、⑦及び⑧の標準賞与額については、当該賃金台帳における賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は

60 万円、申立期間④は 80 万円、申立期間⑦及び⑧は 90 万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑤及び⑥の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる当該賞与に係る保険料控除額から、申立期間⑤は 58 万 9,000 円、申立期間⑥は 89 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人から提出された A 株式会社発行の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る賞与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、当該賃金台帳により、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準賞与額については、申立期間①は 35 万円、申立期間④は 40 万円、申立期間⑤は 33 万 9,000 円、申立期間⑥及び⑦は 40 万円、申立期間⑧は 35 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 11 日
② 平成 16 年 7 月 16 日
③ 平成 16 年 12 月 13 日
④ 平成 17 年 7 月 15 日
⑤ 平成 17 年 12 月 9 日
⑥ 平成 19 年 12 月 14 日
⑦ 平成 20 年 7 月 14 日
⑧ 平成 20 年 12 月 12 日

国（厚生労働省）の記録によると、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与記録が空白となっているが、賞与支給時の届出漏れと思われるので賞与支給月として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人から提出されたA株式会社発行の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①、④、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額については、当該賃金台帳における賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間

①は 35 万円、申立期間④、⑥及び⑦は 40 万円、申立期間⑧は 35 万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑤の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる当該賞与に係る保険料控除額から、33 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人から提出された A 株式会社発行の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る賞与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、当該賃金台帳により、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準賞与額については、申立期間①は 35 万円、申立期間④は 40 万円、申立期間⑤は 33 万 9,000 円、申立期間⑥及び⑦は 40 万円、申立期間⑧は 35 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 11 日
② 平成 16 年 7 月 16 日
③ 平成 16 年 12 月 13 日
④ 平成 17 年 7 月 15 日
⑤ 平成 17 年 12 月 9 日
⑥ 平成 19 年 12 月 14 日
⑦ 平成 20 年 7 月 14 日
⑧ 平成 20 年 12 月 12 日

国（厚生労働省）の記録によると、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与記録が空白となっているが、賞与支給時の届出漏れと思われるので賞与支給月として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人から提出されたA株式会社発行の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①、④、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額については、当該賃金台帳における賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間

①は 35 万円、申立期間④、⑥及び⑦は 40 万円、申立期間⑧は 35 万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑤の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる当該賞与に係る保険料控除額から、33 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人から提出された A 株式会社発行の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る賞与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、当該賃金台帳により、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準賞与額については、申立期間①は 70 万円、申立期間④は 90 万円、申立期間⑤は 56 万円、申立期間⑥から⑧までは 95 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 11 日
② 平成 16 年 7 月 16 日
③ 平成 16 年 12 月 13 日
④ 平成 17 年 7 月 15 日
⑤ 平成 17 年 12 月 9 日
⑥ 平成 19 年 12 月 14 日
⑦ 平成 20 年 7 月 14 日
⑧ 平成 20 年 12 月 12 日

国（厚生労働省）の記録によると、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与記録が空白となっているが、賞与支給時の届出漏れと思われるので賞与支給月として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人から提出されたA株式会社発行の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①、④、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額については、当該賃金台帳における賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間

①は 70 万円、申立期間④は 90 万円、申立期間⑥から⑧までは 95 万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑤の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる当該賞与に係る保険料控除額から、56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人から提出された A 株式会社発行の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る賞与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、当該賃金台帳により、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準賞与額については、申立期間①は 16 万円、申立期間④は 20 万円、申立期間⑤は 18 万 9,000 円、申立期間⑥から⑧までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 11 日
② 平成 16 年 7 月 16 日
③ 平成 16 年 12 月 13 日
④ 平成 17 年 7 月 15 日
⑤ 平成 17 年 12 月 9 日
⑥ 平成 19 年 12 月 14 日
⑦ 平成 20 年 7 月 14 日
⑧ 平成 20 年 12 月 12 日

国（厚生労働省）の記録によると、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与記録が空白となっているが、賞与支給時の届出漏れと思われるので賞与支給月として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人から提出されたA株式会社発行の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①、④、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額については、当該賃金台帳における賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間

①は16万円、申立期間④、⑥、⑦及び⑧は20万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑤の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる当該賞与に係る保険料控除額から、18万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人から提出されたA株式会社発行の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る賞与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、当該賃金台帳により、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6739 (事案 5213 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、24万6,000円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 15 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 15 年 12 月から 21 年 9 月までに支給された 12 回の賞与が標準賞与額として記録されていなかったが、同年 12 月支給の賞与を除き前回の申立てで記録の訂正が認められた。同年 12 月の賞与については、保険料の控除が確認できる資料が無かったことから認められなかったが、同僚が同年 12 月の賞与についても認められたので、当該期間について再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が提出した通帳（給与振込口座）の写しから、平成 15 年 12 月の賞与振込額が確認できるものの、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、23 年 3 月 23 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人に係る平成 15 年分の給与支払報告書（個人別明細書）と 16 年度市・県民税課税証明書（15 年所得分）、同僚の同年 1 月から同年 7 月までの賃金台帳、及び前述の申立人提出の通帳において確認できる 15 年 12 月の賞与振込額より、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、平成 15 年分の給与支払報告書（個人別明細書）及び 16 年度市・県民税課税証明書（15 年所得分）において推認できる厚生年金保険料控除額から 24 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和48年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から52年3月まで

私は、20歳になった昭和48年*月頃、私の母が国民年金の加入手続をしてくれたはずだ。保険料も、母が納付してくれたと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年*月頃、その母が国民年金の加入手続をし、保険料もその母が納付したとしているところ、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、既に他界しており、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和52年9月頃に払い出されたものと推認され、その時点からすると、申立期間のうち48年8月から50年6月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年7月から52年3月までの期間は遡って納付することが可能な期間であるが、申立期間の保険料納付状況は上記のとおり不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで
私は、昭和 54 年 7 月頃、A 市役所（現在は、B 市 D 区役所）で国民年金の加入手続をし、保険料は自分で A 市役所に納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 7 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続をし、保険料は A 市役所で納付したとしているが、申立人の加入手続及び保険料納付の記憶は明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 9 月頃に払い出されたものと推認され、その時点からすると申立期間は時効により保険料納付ができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 1 月、同年 2 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 1 月及び同年 2 月
② 平成 14 年 5 月

私は、平成 14 年 1 月頃に A 市役所で国民年金に加入した。保険料は、同月分から A 市役所か銀行で納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、平成 14 年 1 月頃に A 市役所で国民年金に加入し、保険料は同月分から A 市役所か銀行で納付したとしているが、申立人の加入手続及び保険料納付の記憶は明確でなく、これらの状況が不明である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されており、申立期間の記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から8年8月までの期間及び同年11月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月から8年8月まで
② 平成8年11月から10年3月まで

申立期間については、会社退職後の平成4年9月頃、私は母にオレンジの手帳を渡し、A市役所（現在は、B市C所）で国民健康保険と国民年金の加入手続をしてもらった。以後、国民年金保険料は私又は私の母が銀行等で2、3か月ごとに納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、会社退職後の平成4年9月頃、その母にオレンジの手帳を渡しA市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をしてもらい、以後、保険料は申立人又はその母が銀行等で2、3か月ごとに納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、保険料納付に関する記憶も明確でないため、これらの状況が不明である上、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間は平成10年10月12日に申立人に基礎年金番号が付番された際に国民年金被保険者資格の得喪記録が整理された結果生じた未納期間であり、それまでは未加入期間であったと推認されることから、制度上保険料を納付することはできなかったと考え

られる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から同年10月までの期間、平成3年3月から同年10月までの期間、4年3月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月から同年10月まで
② 平成3年3月から同年10月まで
③ 平成4年3月
④ 平成4年10月

私は、何回か転職をしているが、申立期間については、会社を退職するたびにA市役所で国民健康保険の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を必ず行っていた。後日、同市役所から納付書が送られて来たので、毎月郵便局で保険料を納付していた。保険料を多く納付して還付された記憶もある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、何回か転職をしているが、申立期間については、会社を退職するたびにA市役所で国民健康保険の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を必ず行っており、後日、同市役所から納付書が送られて来たので、毎月郵便局で保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間①は平成2年12月11日に、申立期間②、③及び④は、7年4月6日にそれぞれ国民年金被保険者資格の得喪記録が追加されたことにより生じた未納期間であり、いずれの期間もそれまでは未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付することはできなかつたと考えられ、記録が追加訂正された時点では時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から57年3月まで

私は会社退職後父から国民年金に加入するよういわれ、昭和49年12月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料は私の母が銀行で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後その父から国民年金に加入するよういわれ、昭和49年12月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料はその母が銀行で納付していたと申し立てているが、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が明確でなく、申立人自身は保険料納付に直接関与していない上、申立期間に保険料納付を行ったとするその母からは事情を聴取することができないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和57年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、50年1月から55年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年7月から57年3月までの期間は遡って保険料を納付することができる期間であるが、上記のとおり、納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から同年10月まで

私は昭和63年3月に結婚し、夫の会社で扶養手続を行った。その時かA市役所に何かの手続をするために行った際には分からないが、申立期間について国民年金保険料が納付されていないと知った。当時、私は預金が無かったため、夫が納めてくれるということでA市役所の窓口において、納付書は無かったが一括で納付し領収書を受け取った。申立期間について未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月に結婚し、その夫が保険料を納めてくれるということでA市役所の窓口において、納付書は無かったが一括で納付し領収書を受け取ったとしているが、その夫は当時のことについてほとんど覚えておらず、申立人及びその夫は国民年金に関する記憶及び納付した保険料額等に関する記憶が明確でないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日の欄、及びA市の国民年金被保険者名簿の取得年月日の欄には、いずれも「昭和63年2月29日」と記載され、オンラインにおいても、当該申立期間に係る取得年月日及び喪失年月日の記録が見当たらないことから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、結婚した昭和63年3月当時、A市役所の窓口において、一括で国民年金保険料を納付し領収書を受け取ったと主張しているが、A市は「過年度の国民年金保険料納付は市役所の窓口においてできな

かった。」としており、当時の取扱いと符合しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4730 (事案 1080 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 6 月まで

私は、申立期間は、A 市に居住していた期間で、元夫と一緒に暮らしており、申立期間に係る国民年金保険料は、私が元夫の保険料と一緒に納付したはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 53 年 4 月から 58 年 3 月までの期間（以下「当初の申立期間」という。）に係る当初の申立てについては、申立人は、53 年 4 月から 55 年 6 月までは A 市役所で、同年 7 月から 58 年 3 月までは B 市役所で現年度納付したと主張しているが、当初の申立期間前後の国民年金保険料が共に過年度納付されているにもかかわらず当初の申立期間のみ現年度納付したとの主張には不自然さが見られるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の申立期間のうち、A 市に居住していた期間となる昭和 53 年 4 月から 55 年 6 月までの期間を申立期間とし、当該申立期間は元夫と一緒に暮らしており、申立期間に係る国民年金保険料は、申立人自身がその元夫の保険料と一緒に納付したはずであると申立てている。

しかしながら、申立人自身が一緒に納付したとする、その元夫の申立期間のうち昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料は未納であり、これについて、申立人は、元夫の国民年金保険料を使い込んだことがあったので、その使い込んだ期間が未納とされているのだと思うとし、その元夫は、確かに申立人が保険料を使い込んだことがあったと思うが 53 年 4 月から 54

年3月までの保険料であったかどうかは不明で、この期間が未納であることを知ったのは年金受給直前の63歳頃であるとしており、これ以外にその元夫からは申立期間の保険料納付につながるような具体的な証言は得られなかったことから、依然として申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、当委員会に対し、3回申立てを行っているところ、申立期間は、当初の申立てにおいては申立期間に含まれていたが、2回目の申立てにおいては、申立期間に含まれていなかったものが、今回の申立てにおいて申し立てられたものであり、申立人の主張が変遷している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から同年10月まで

私は、勤務していた会社を退職した際には、その都度、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社を退職した際は、その都度国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付について、具体的なことは覚えていないとしており、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成2年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年3月まで

私が20歳になった昭和42年*月頃、父が私の国民年金の加入手続きをしてくれた。申立期間は、私は大学生であり、また、父が営んでいた店で働いていたところ、当該期間の国民年金保険料については、最初の1年間程度は父が負担し、その後は給料から差し引かれて、父がA区役所で家族や従業員の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和42年*月頃、その父が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金加入手続き及び保険料納付を行っていたとするその父は、既に他界しており証言を得ることができず、これらの状況が不明である。

また、申立期間当時の国民年金保険料納付について、申立人は、保険料を納付した際はその父から印紙を受け取り、国民年金手帳に貼付していたが、その印紙を貼付した手帳に検認印を押されたことはなく、その手帳をA区役所に持参したこともなかったとしている。これについて、申立人が、申立期間同時に住所を定めていたA区では、昭和45年6月までは印紙検認方式による保険料の収納が行われていたものの、同方式において保険料を納付した際は、国民年金手帳に国民年金印紙が貼付されるとともに検認印が押されることとされていたことから、申立人の申述には齟齬^{そご}が見られる上、申立人は、その当時の国民年金手帳を所持しておらず、これらの状況が不明である。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は「*」及び「*」の、二つの記号番号が払い出されているところ、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、前者は昭和 47 年 1 月頃に、後者は 48 年 6 月頃に払い出されたと推認される。後者の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、前者の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち 44 年 10 月から 46 年 3 月までの期間は保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は、46 年 4 月に A 区から B 市に転居し、その父が B 市で国民年金の加入手続を行ったとは考え難いとしており、また、申立人自身も加入手続を行った記憶は無いとしていることから、当該期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 10 月まで

私は、ねんきん定期便で国民年金保険料の未納期間があることを知った。私が自ら昭和 59 年 4 月頃に A 区役所 B 支所で国民年金の加入手続を行い、郵送された納付書により定かではないが月額 5,000 円くらいの保険料を郵便局で納付し、その領収書は平成 6 年 4 月下旬に引っ越すときに、将来必要な場面が生じることは考えず廃棄してしまった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 4 月頃に自ら国民年金の加入手続を行い、郵送された納付書により郵便局で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成元年 5 月又は同年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が昭和 59 年 4 月頃に A 区 B 支所で国民年金の加入手続をしたとしていることについて、当委員会において、国民年金手帳記号番号払出簿（紙台帳）のうち、申立人が加入手続をしたとする同年度分を調査したが、申立人に該当する氏名は見当たらなかった上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳は 2 冊で、これ以外に別の年金手帳は受け取った覚えは無く、この所持する年金手帳のうち、「国民年金の被保険者になった日」の欄に「昭和 59 年 4 月 1 日」と記載されている年金手帳は、昭和 59 年 4 月頃に A 区 B 支所で加入手続をした時に

記載されたもので、納付済みであることの間接証拠になるはずであるとしている。しかしながら、当該年金手帳には「平成」の元号が印刷されており、当該年金手帳は、平成になってから申立人に交付されたものであると考えられる上、この「国民年金の被保険者になった日」は、加入手続や国民年金保険料の納付開始時期にかかわらず強制加入の初日を遡及して記載するものであることから、加入日や納付の有無を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4736 (事案 4338 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 3 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 3 年 6 月まで

申立期間について、私は、国民年金保険料を納付していなかったため、父母が A 市役所に行き、私の国民年金の加入手続を行い、その後送られてきた納付書により、母が同市役所の窓口で平成元年 12 月まで遡って国民年金保険料を 58 万円納付した。再申立てに当たり提出できる資料は何も無いが、国民年金の加入手続を行った時に、保険料として 58 万円を母が納付したことは事実である。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち元年 12 月から 3 年 5 月までは時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られないこと、申立人が納付したと申述する国民年金保険料納付金額と申立期間の納付に必要な保険料金額とに相違があるなどとして、既に当委員会の決定に基づく 23 年 7 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいては、申立人から保険料納付を示す新たな証拠となる資料の提出は無く、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、これまでに収集した資料等を含め再度検討したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年8月まで

私は、平成6年3月にA職を退職し、B地C市からD地E市へ転居した。国民年金の加入手続を行ったことはないが、国民年金保険料の納付書が自宅へ届いたので、当時、再就職をするために通っていたハローワークの担当者に相談すると「国民年金保険料をまとめて納付しても大丈夫。」と言われたので、すぐに納付はせず、同年8月に再就職が決まった際に支給された早期再就職支度金から約4万円を郵便局から納付した。申立期間の国民年金が未加入となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年3月にB地C市からD地E市へ転居した後、国民年金の加入手続を行ったことはないが、国民年金保険料の納付書がE市の自宅へ届いたので、同年8月に約4万円を郵便局から納付したとしているが、申立人は、加入手続を行ったことはないと申述している上、納付に関する記憶が明確でなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳における「国民年金の記録（1）被保険者となった日」欄には、「平成14年9月16日」と記載され、オンライン記録の取得年月日も同様の記録である上、申立人及びその家族は、申立期間における国民年金の加入手続を行ったことはないとしていることから、申立期間は未加入期間であると推認され、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人のオンライン記録によると、国民年金の加入勧奨が平成15年5月に行われたことが記録されている上、国民年金保険料の口座振

替が同年8月から開始されたことが記録されていることから、申立人は同年5月から同年7月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認され、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、本申立事案の口頭意見陳述においては、当該期間の国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年10月及び同年11月

私は会社を退職した平成2年10月にA市役所において国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料の納付書が自宅へ届いたので、同市役所B所において同年10月及び同年11月に国民年金の保険料を、それぞれ1万2,000円ほど納付した。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成2年10月にA市役所において国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料の納付書が自宅へ届いたので、同市役所B所において同年10月及び同年11月に国民年金の保険料を、それぞれ1万2,000円ほど納付したとしているが、申立人は、納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録によると、平成2年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、その後、同年12月3日に同資格を喪失した記録となっているが、この記録は13年5月21日に追加されたものであることが記録されている。このことからすると、行政側は、申立期間についての記録の追加が行われた同日までは、申立期間を国民年金の未加入期間として把握していたことになり、同日以前においては、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6737 (事案 5956 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A所には、昭和 45 年 6 月 30 日まで勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年 7 月 1 日になるはずだ。申立期間(昭和 45 年 6 月)を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいという申立てを行ったが、記録の回復は困難であるとの通知があった。納得できる内容ではないので再審議をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B株式会社から提出された申立人に係る人事記録において、C員としての任期が昭和 45 年 6 月 30 日までとなっていることから申立人の申立期間の勤務が確認できるものの、同社は申立人の給与から同年 6 月分の厚生年金保険料を控除していたか否かは不明と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない上、A所において申立人以外に資格喪失日が末日となっている複数の同僚が確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 3 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、前述の人事記録から申立期間に勤務していたことは明らかであり、厚生年金保険料も当然控除されていたに違いないので上記通知に納得がいかないとして申し立てているが、申立人の主張についての新たな資料等は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで

きない。

なお、申立人は、A所の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失の届出に違法性があると主張しているものの、年金記録確認第三者委員会は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かを踏まえ、年金記録の訂正の可否を判断する機関であり、当時の厚生年金保険の手続の可否を判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 25 日から 55 年 5 月 25 日まで
私は、昭和 45 年 5 月に A 株式会社に入社し、55 年 5 月 25 日までの 10 年間、当該事業所に継続して勤務したが、54 年 5 月 25 日から 55 年 5 月 25 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社に入社以来 10 年間、継続して勤務していたと申し立てているが、元同僚で住所が判明した 5 人に照会し、回答のあった 2 人のうち 1 人は、「申立人は、私の入社時(昭和 47 年 3 月 13 日)には既に B 担当として勤務し、私より早く退職したが、退職時期は不明。」と供述し、ほかの 1 人は、「私が当該事業所に入社した昭和 52 年 9 月以来、申立人は 1、2 年間、直属の上司で、その後、退職したが勤務期間は不明。」と供述しており、申立人に係る当該事業所の雇用保険の加入記録が無いことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、元事業主の代理人は、「A 株式会社は、平成 13 年 11 月 21 日に全喪し、既に無く、そのため当時の資料関係は無い。また、元事業主は高齢で回答することができない。」と回答しており、申立人が申立期間に勤務していたこと、厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、及び納付していたこと等を確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日は昭和 46 年 9 月 10 日、資格喪失日は 54 年 5 月 25 日、健康保険証の返納は同年同月 29 日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 11 日から 34 年 9 月 1 日まで
オンライン記録では、有限会社Aに係る厚生年金保険被保険者記録は昭和 32 年 5 月 1 日から同年 11 月 11 日までの期間しか記録されていないが、同社には 34 年 8 月まで継続して勤務した。申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が欠落しているのは不自然であり、納得できることではない。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉及び申立期間に有限会社Aに勤務し、唯一連絡が取れる元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所は、昭和 33 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間の一部は適用事業所でないことが確認でき、商業登記簿謄本についても確認することができない上、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立内容を確認することができない。

また、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できない上、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和 32 年 11 月 11 日に資格を喪失しており、オンライン記録と一致するなど、遡及されて訂正された形跡は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年5月1日から30年3月1日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の被保険者期間は脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、当時、脱退手当金制度があったことは知らなかったし、脱退手当金については請求したことも、受け取った覚えも無いので、申立期間の脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、給付種類「脱退手当金」、支給（開始）年月日「31.10.8」の記載があるほか、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、昭和48年2月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 26 日から平成 11 年 3 月 21 日まで
国（厚生労働省）の記録では、株式会社 A（現在は、株式会社 B）に勤務していた昭和 38 年 8 月から平成 11 年 3 月までの標準報酬月額が、実際の給与に比べて低くなっている。納得がいかないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、実際の給与額に比べて標準報酬月額が低いのはおかしい旨を申し立てている。

しかし、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額及び申立人の厚生年金保険被保険者記録回答票に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額が訂正される等の不適切な事務処理が行われていた形跡は見当たらない。

また、当該事業所は、申立期間当時の資料については既に破棄しているため、当時の状況については不明であるとしている上、同僚からの供述を得ることはできず、申立期間当時の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、申立人も給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月21日から同年9月1日まで
ねんきん定期便の記録からは、A株式会社の被保険者期間が4か月となっている。しかし、保管してある給与明細書からは5か月分の保険料控除が確認できる。1か月分の記録が足りないのは間違いだと思ふ。給与明細書を提出するので、調査をして、1日も早く記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社の給与明細書により、入社（平成6年4月1日）した翌月の平成6年5月分から、退職した同年8月分（8月分のみ厚生年金保険料が2か月分控除されている。）まで、合計5か月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録から申立人の離職日は、平成6年8月20日であることが確認できる。

また、申立人自身も「給与が20日締めだったので、A株式会社には平成6年8月20日まで勤務した。」と供述し、当該事業所は、「申立人に関する書類は一切無く、当時の状況については不明である。」と回答している。

さらに、厚生年金保険法第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった

日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成6年8月21日であり、申立人の主張する同年8月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このため、平成6年8月分の給与明細書で確認できる2か月分の厚生年金保険料控除については、厚生年金保険の被保険者期間とならない1か月分の保険料が控除されていたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。